

野外焼却は禁止されています

「近所で草木を燃やしていてけむたい」、「煙が入るため窓が開けられない」、「洗濯物に臭いがついて困る」、「体調の悪い人がいるので野焼きされると困る」といった苦情が、毎年多く寄せられています。

野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを『野焼き』と言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

野焼きはダイオキシンの発生源

野焼きをするとばい煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンが発生します。ダイオキシンは燃焼過程で十分に温度が上がらない状態や酸素が足りない状態などで不完全燃焼を起したときに発生しやすいといわれています。廃棄物は野焼きせずに、市のごみ収集や資源物の分別収集に出しましょう。

野焼きは法律で禁止されています

野焼きや不適正な焼却は、「廃棄物処理法」で、特別な場合を除いて禁止されています。悪質な野焼きを行った者には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金の

野外焼却は禁止されています

いずれかまたはその両方が科せられます。

【例外として認められているもの】

○風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
例・「どんど焼き」
○「お札焼き」など

○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例・畑での病虫害予防のための農作物（つるなど）の焼却や水田での稲わらの焼却など

○たき火などの焼却であって軽微なもの
例・たき火、キャンプファイヤーなど

※例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。
やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ・時間帯・周辺の環境などに十分配慮してください。

野焼きを発見したら環境課に通報してください

近隣に住む方々へ迷惑をかけないためにも、皆様のご協力をお願いします。詳しくは、市役所環境課
☎ 443-1406へ。

11月は児童虐待防止推進月間です

「気づくのはあなたと地域の心」
虐待かもしれないと感じたら、迷わずご連絡ください。

怒鳴り声や泣き声が絶えない、子どもの泣き声が汚れているなど、虐待を受けていると思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や市役所児童家庭課にご相談ください。

- 談所や市役所に連絡や相談をしてください。
- ご連絡いただいた秘密は厳守しますので安心してご連絡ください。
- 〈相談・連絡先〉
- 子ども家庭110番 ☎ 252-1152
- 千葉中央児童相談所 ☎ 253-4101
- 市役所児童家庭課 ☎ 443-1693

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日までの2週間、女性の権利尊重のための意識啓発や教育の充実を目的に実施されます。

配偶者からの暴力、性犯罪、セクシャルハラスメント、ストーカー行為などの被害を受けている方は、一人で悩まず相談を。
〈相談先〉
・女性の人権ホットライン

- ☎ 0570-070-810
- DV相談ナビ ☎ 0570-0552
- 千葉県女性サポートセンター ☎ 206-8002
- 市役所児童家庭課 ☎ 443-1693

八街市中小企業資金融資をご利用ください

市では、市内で事業を営む中小企業者の方を対象とした支援策として、資金融資制度を設けています。一定の貸付要件があります。この融資を利用している事業者の方には、金利負担を軽減するため、利子の一

部を助成しています。そのほか、千葉県や八街商工会議所においても各種融資があります。融資を希望される方は、お気軽に相談ください。詳しくは、市役所商工課
☎ 443-1405へ。

千葉県農水産就業相談会

将来農業や漁業に取り組もうとする方、農業者への就職を考えている方への情報提供や個別相談を行います。新規就業した方から体験談やアドバイスを聞けます。

- 11月23日（金） 午後3時
- 午前10時～
- ところ きぼーる
- 問い合わせ先
- ・農業関係 ☎ 223-2904
- ・水産関係 ☎ 223-3041
- 千葉県水産課 ☎ 223-3041

八街市農業振興地域整備計画の変更申請は随時受け付けています

八街市農業振興地域整備計画の変更申請は随時受け付けており、年2回開催される八街市農業振興地域整備促進協議会により審議されています。

次回は、平成24年6月25日から平成24年11月22日までの申請受付を審議する予定です。

農用地への編入を計画され、今回の審議を希望する場合は、申請書類を11月22日（木）までに市役所農政課へ提出してください。
※申請書類は農政課にあります。
詳しくは、市役所農政課
☎ 443-1402へ。

検察審査員に選ばれたらご協力を

交通事故や詐欺などの被害にあったのに、「検察官がその事件を裁判にかけてくれない」、「どうも納得できない」など、検察官が行った処分が正しかったかどうかを審査する機関として検察審査会があります。検察審査会では、11人の審査員が審査を行います。審査員は、選挙権をもって

いる皆さんの中から『くじ』で選ばれます。あなたも審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれた時には、市民の代表としてご協力をお願いします。詳しくは、千葉検察審査会事務局 ☎ 222-0165へ。